



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和2年8月31日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 早坂 邦彦

専門監督官 寺島 奈月

電話 022 (299) 8841

宮城県最低賃金の改定が正式に決定しました ～10月1日から時間額は825円に～

本日、宮城県最低賃金の改定について官報に公示されました。これにより、10月1日から宮城県最低賃金が時間額825円に改定されることが正式に決定しました。

宮城県内で事業を行う経営者の皆様に対して、10月1日以降の従業員の皆様の賃金額が最低賃金額を下回っていないか、事前の確認を行うよう周知いただきますよう、お願いいたします。

また、労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様が、賃金を引き上げる際に利用できる助成金をご用意しておりますので、こちらにつきましても、経営者の皆様に対して周知いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

《添付資料》

- 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
- 生産性を向上させて賃金引上げをお考えの事業主の皆様へ
～宮城労働局より助成金のご案内です～

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **825** 円

令和2年10月1日から！
（9月30日までは時間額824円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金^{*}と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額825円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給143,100円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 143,100 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 826 \text{ 円} \geq 825 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

生産性を向上させて賃金引上げをお考えの事業主の皆様へ ～宮城労働局より助成金のご案内です～

①業務改善助成金

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

【助成額】

コース	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率		
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（824円）との差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10		
		2～3人	40万円				
		4～6人	60万円				
		7人以上	80万円				
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（824円）との差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10	
		2～3人	50万円				
		4～6人	70万円				
		7人以上	100万円				
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（824円）との差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5
		2～3人	90万円				
		4～6人	150万円				
		7人以上	230万円				
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（824円）との差額が30円以内 ・事業場規模100人以下			【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5
		2～3人	150万円				
		4～6人	270万円				
		7人以上	450万円				

助成金の詳細はこちら↓



②働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）

3者以上で構成する事業主団体または10者以上で構成する共同事業主において、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

【助成額】

以下のいずれか低い額

- I 対象経費の合計額
- II 総事業費から収入額を控除した額
- III 上限額（原則500万円、傘下企業が10者以上等一定の要件を満たす場合1,000万円）

助成金の詳細はこちら↓



③キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

【助成額】（中小企業の場合の1事業所当たり。④のみ1人当たりの額。）
対象労働者が、①1～3人：9.5万円 ②4～6人19万円
③7～10人：28.5万円 ④11～100人2.85万円

助成金の詳細
はこちら↓



④人材確保等支援助成金（人事評価制度等助成コース）

能力評価を含む人事評価制度を整備し、年功序列や定期昇給のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、2%以上の賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成します。

【助成額】
○制度を整備し、実施した場合：50万円
○目標を達成した場合：80万円

助成金の詳細
はこちら↓



⑤人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

雇用管理の改善を図る事業主が、雇用管理改善計画を作成し、当該計画に係る設備投資を行い、計画開始前と比べて、一定の雇用管理改善（賃金アップ等）及び生産性の向上を達成した場合に一定額を助成します。

【助成額】
1年コースの場合 設備投資費用175万円以上1千万円未満で
計画達成助成50万円、上乗せ助成80万円
※3年コースもあります

助成金の詳細
はこちら↓



お問い合わせ先：宮城働き方改革推進支援センター
住所：宮城県仙台市宮城野区原町1-3-43
アクス原町ビル201
電話：0120-97-8600

詳細は
こちら↓



申請先：宮城労働局 住所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
①、②…雇用環境・均等室（電話：022-299-8834）
③………訓練室（電話：022-205-9855）
④、⑤…職業対策課助成金部門（電話：022-299-8063）

詳細は
こちら↓

